

あいちの玄関等の花空間の創出事業 業務委託先募集要領

1 事業の目的

花の生産日本一を誇る「花の王国あいち」を広く県民にPRするとともに、暮らしの中に本県の花を取り入れてもらう機運を醸成するため、本県の玄関口である名古屋駅周辺や県庁本庁舎周辺に本県産花きで装飾する花壇を設置する。

2 委託業務の内容

(1) 県庁本庁舎の花き装飾

ア 期間 契約締結日（平成28年10月上旬予定）から
平成29年3月31日（金）まで

イ 場所 県庁本庁舎の正面周辺

ウ 内容

(ア) 本庁舎正面花壇設置 15㎡：5m×3m（銘板を含む）

(イ) 正面花壇の南北花壇設置 88㎡（植栽部分：40㎡）

南花壇 44㎡：14.5m×3m（植栽部分：15㎡）

北花壇 44㎡：14.5m×3m（植栽部分：25㎡）

(ウ) 本庁舎玄関付近 大型プランター設置（3m×1m程度） 2基程度
大型丸鉢設置（直径120cm程度） 2鉢程度

(エ) 本庁舎玄関の屋内特別展示設置 4㎡：2m×2m

エ その他

○（ア）には灌水装置、（ウ）には花の王国あいちシンボルマーク入りの看板（大きさ30cm四方程度）を設置すること。

○花壇のデザイン製作及び月2回以上のメンテナンスを行うこととし、病気等により欠株が生じた場合、当初植えられた鉢数の2割を上限として、速やかに補植を実施すること。

○（ア）と（ウ）は期間中に植え替えを3回実施すること（初回は10月13日までに設置）。

また、（イ）は12月までに定植を行うこと。

○（エ）は期間中にデザイン製作及び展示を5回実施すること（初回は10月13日までに設置）。

(2) 名古屋駅前中央花壇の花き装飾

ア 期間 契約締結日（平成28年10月上旬予定）から
平成29年3月31日（金）まで

イ 場所 名古屋駅前中央花壇内の「あいちおもてなし花壇」

ウ 内容等 あいちおもてなし花壇設置 45㎡

○あいちおもてなし花壇内に直径約40cmのデザインコンテナを4基程度設置すること。

○花壇のデザイン製作及び月2回以上のメンテナンスを行うこととし、病気等により欠株が生じた場合、当初植えられた鉢数の2割を上限として、速やかに補植を実施すること。

○期間中に植え替えを3回以上実施すること。

○設置が可能な場所に花の王国あいちシンボルマーク入り看板（高さ約30cm横約60cm）を設置すること。

(3) 使用する花材

(1) 及び(2) で使用する花材は、原則として愛知県産のものを使用すること。

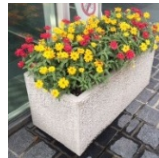
【参考】 県庁本庁舎の花き装飾

鉢の大型化 2カ所



直径約 120cmの
大型丸鉢を設置

大型プランターの設置2カ所



銘板花壇の両側に
大型プランターを設置
(3m×1m程度)



正面花壇北側

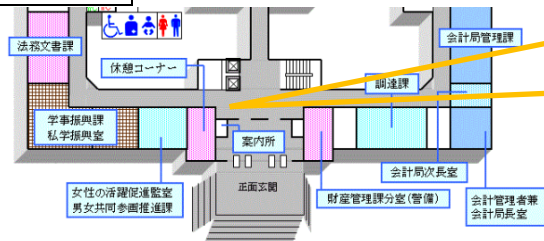


本庁舎正面花壇



正面花壇南側

屋内特別展示



5回の屋内展示を実施

【参考】 名古屋駅前中央花壇の花き装飾

街協*管理花壇

あいちおもてなし花壇

街協管理花壇



直径約 40cm のデザインコンテナを 2 区画に 2 基ずつ設置



※名古屋駅地区に事務所を有する企業 108 法人が組織する「名古屋駅地区街づくり協議会」

3 委託業務の明細

別添「あいちの玄関等の花空間の創出事業」委託業務仕様書」の内容のとおり。

4 応募資格

応募できる者は、植物の管理に精通しており、花き装飾に豊富な経験を有するとともに、優れた企画力、技術力等を持っており、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「平成 28・29 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、以下の取扱内容の全てに登録されていること。
 - ア 業務（大分類）「3. 役務の提供等」
営業種目（中分類）「01. 建物等各種施設管理」
取扱内容（小分類）「10. 植物管理」のうち、（細分類）「03. 草花管理」
 - イ 業務（大分類）「3. 役務の提供等」
営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」
取扱内容（小分類）「03. 催事」のうち、（細分類）「03. 展示」
 - ウ 業務（大分類）「3. 役務の提供等」
営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」
取扱内容（小分類）「04. デザイン」のうち、（細分類）「01. デザイン」
- (3) 事業を円滑に推進するため、県内に主たる事務所を持つ者であること。
- (4) 応募の時点で県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 代表者が破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。

5 募集期間

平成 28 年 9 月 12 日（月）から平成 28 年 9 月 27 日（火）まで

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
5,021,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。
ただし、規則第 129 条の 3 各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。
- (4) 契約期間
契約締結日（平成 28 年 10 月上旬予定）から平成 29 年 3 月 31 日（金）までとする。

(5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 応募方法等

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式）片面印刷

(イ) 見積書

※代表者印を押印の上、「愛知県知事」あてとしたもの

(ウ) 応募者の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(エ) 定款、寄付行為、規約等

(オ) 直近3か年の決算報告書

法人設立直後で決算を迎えていない場合、企画提案書（別紙様式）の5その他に「法人設立直後で決算未到来」と記入すること。

(カ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書

(キ) 諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）

(ク) 過去に実施した類似業務の成果書

(ケ) 社会的価値の実現に資する取組の申告書

「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」（別紙1）※に記載されている取組について、該当する取組がある場合、必要書類及び添付書類を企画提案書に添えて提出すること。

※紛失等により該当する取組の登録証等を所持していない場合は、登録等の事実について書面（再発行された登録証等又は証明書など）により確認するものとする（別紙2「登録証明書」参照）。

イ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

ウ 提出期限

平成28年9月27日（火） 午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送もしくは持参

オ 企画提案書作成上の注意事項

(ア) 用紙サイズはA4縦（横書きとし、ページ番号付き）とする。

(イ) A3版の用紙をA4サイズに折りたたんで使用することは可とする。

(ウ) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(エ) 提出期限終了後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(2) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農林水産部園芸農産課 花きグループ

担当 近藤、五十嵐

電話 052-954-6419 (ダイヤルイン)

ファックス 052-954-6932

メールアドレス engei@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

ア 電話での質問には応じない。質問は、メールかファックスのみとする。質問に対する回答は、速やかに園芸農産課ホームページに掲載する。

イ 企画提案書の提出は、1事業者1案とする。

ウ 応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。

エ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。

オ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

カ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

キ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

8 公募説明会の開催

(1) 開催日時

平成28年9月14日(水) 午後1時30分から午後2時まで

(2) 開催場所

愛知県庁 西庁舎5階 海区漁業調整委員会室

(3) 説明会申込期限

平成28年9月13日(火) 午後5時

(4) 申込方法

「事業者名」、「出席者氏名」、「事業所住所」、「事業所電話番号」、「事業所ファックス番号」、「事業所電子メールアドレス」を明記の上、ファックス又は電子メールで申し込むこと(様式自由)。

なお、ファックスあるいは電子メールの件名等に「あいちの玄関等の花空間の創出事業説明会」と明記すること。

(5) 申込先

「7(2) 応募に関する問合せ先及び提出先」に記載のファックス又は電子メールアドレスと同じとする。

(6) その他

ア 必要書類は、出席者が県Webサイト(<http://www.pref.aichi.jp/engei/>)からプリントアウトし持参すること。

イ 本説明会に出席することが応募の必要条件とはならない。

ウ 本説明会への出席に係る費用は出席者の負担とする。

エ 各事業者の出席者数は最大2名とする。

9 選定者数

1 者

10 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、別に設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査の日程及び会場の詳細については、応募があった事業者に別途通知する。

ア 日程（予定）

平成 28 年 9 月 30 日（金）

イ 会場（予定）

県庁又は周辺庁舎内会議室

ウ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、1 者あたり 10 分間程度のプレゼンテーション後、10 分間の質疑応答を行う。パソコン及びプロジェクター等の使用は不可。

審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

事業評価項目

ア 業務実施体制について

イ 類似業務の実績について

ウ 企画提案内容について

企画提案内容の独創性や適切性

エ 委託業務経費について

経費項目や金額の妥当性

社会的取組項目

オ 環境マネジメントシステムの導入について

カ 障害者への就業支援について

キ 女性の活躍促進について

ク ワーク・ライフ・バランスの推進について

(3) 選定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 スケジュール（予定）

平成 28 年 9 月 12 日（月）	委託先募集開始
9 月 13 日（火）	公募説明会参加申込期限
9 月 14 日（水）	公募説明会
9 月 27 日（火）	企画提案書の提出期限
9 月 30 日（金）	プレゼンテーション審査
10 月上旬	委託業者の決定、審査結果の通知、契約締結予定
平成 29 年 3 月末日	事業終了、実績報告書の提出
4 月中旬	請求書の提出
5 月中旬	委託料の支払い

12 その他

委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。

(別紙1)

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

(申告者) 住 所

名 称

代表者職・氏名

印

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

項目	申告内容	添付書類 (写し)
環境マネジメントシステムの導入	<input type="checkbox"/> ISO14001の認証 <input type="checkbox"/> エコアクション21の認証 <input type="checkbox"/> KESの認証 <input type="checkbox"/> エコステージの認証	<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 登録・認証書 <input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 認証書
障害者への就業支援	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況の報告義務がある (常用労働者が50人以上) ↳ <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を達成 ↳ <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を未達成 <input type="checkbox"/> 報告義務がない (常用労働者が50人未満)	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況報告書 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> なし
女性の活躍促進	<input type="checkbox"/> あいち女性輝きカンパニーの認証	<input type="checkbox"/> 認証書
	<input type="checkbox"/> 女性の活躍促進宣言	<input type="checkbox"/> 受理書
ワーク・ライフ・バランスの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録	<input type="checkbox"/> 登録証
	<input type="checkbox"/> あいちっこ家庭教育応援企業への賛同	<input type="checkbox"/> 賛同書

記 入 要 領

- (1) 申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入し、代表者印を押してください。
- (2) 「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク (☑) を記入してください。
- (3) 提出にあたっては、「添付書類 (写し)」欄の該当項目 (書類) にチェックマーク (☑) を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。
- (4) 紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関 (愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体) にお問い合わせの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。
- (5) 「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、常用労働者 (除外率により除外すべき労働者を控除した数) が 50 人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。
申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。
また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。
- (6) 「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民生活部男女共同参画推進課において交付を受けてください。
- (7) ご不明な点がある場合は、下記へお問合せください。

内容	お問合せ先
制度全般に関すること	愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ (電話 052-954-6653)
女性の活躍促進	愛知県県民生活部男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ (電話 052-954-6657)
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録	愛知県産業労働部労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ (電話 052-954-6360)
あいっこ家庭教育応援企業への賛同	愛知県教育委員会学習教育部生涯学習課家庭教育・地域連携推進グループ (電話 052-954-6780)

(別紙2)

〇〇〇〇〇〇登録証明書

名 称 〇〇〇〇株式会社

所 在 地 愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

登 録 日 平成〇年〇月〇日

登 録 番 号 第〇〇〇号

有 効 期 限 平成〇年〇月〇日

上記のとおり〇〇〇〇〇〇〇に登録済であることを証明します。

平成 年 月 日

愛知県〇〇〇〇部〇〇〇〇課長 印

担	当	〇〇〇〇グループ
電	話	052-000-0000 (ダイヤルイン)
ファクシミリ		052-000-0000
メールアドレス		00000000@pref.aichi.lg.jp